

セントラル商事株式会社

(2006年度版)

【はじめに】

本書は、平成18年3月期(平成17年4月～平成18年3月)における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成18年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」
当社の平成17年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{リスク額}(\ast)} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}(\ast)} \times 100$$

(※「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}(\ast)} \times 100$$

(＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

(f) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	セントラル商事株式会社
代表者名	代表取締役社長 菅原 護
所在地	東京都中央区新富一丁目18番1号
電話番号	03-5542-8911 (代)

② 会社の沿革

当社は、昭和25年に商品取引所法が制定されたのを契機に、商品市場での上場商品の売買等を目的に創業した会社であります。商号を「セントラル商事株式会社」とし、昭和25年9月28日、創業いたしました。

年 月	概 要
昭和25年 9月	商品先物取引の受託業務を目的として、セントラル商事株式会社を東京都中央区日本橋茅場町に創業。 資本金250万円
昭和26年 2月	東京繊維商品取引所綿糸、毛糸市場の商品仲買人登録。
昭和28年 9月	東京穀物商品取引所農産物市場の仲買人登録。
昭和30年12月	東京ゴム取引所ゴム市場の仲買人登録。
昭和43年 8月	資本金を5,000万円に増資。
昭和46年 1月	農林水産大臣及び通商産業大臣より、東京繊維商品取引所綿糸市場、毛糸市場、東京穀物商品取引所農産物市場、東京ゴム取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和48年 7月	資本金を1億円に増資。
昭和50年 5月	新潟支店開設
昭和57年 3月	通商産業大臣より、東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和57年 6月	資本金を4億8,000万円に増資。
昭和59年11月	通商産業大臣より、東京工業品取引所貴金属市場、綿糸市場、毛糸市場、ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 元年11月	福岡支店開設。
平成 3年 7月	資本金を5億7,119万円に増資。
平成 3年 8月	農林水産大臣より、東京砂糖取引所砂糖市場、関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 7年 4月	資本金を6億7,211万円に増資。
平成 9年 6月	資本金を10億円に増資。
平成10年 3月	資本金を11億円に増資。
平成10年 5月	東京工業品取引所の綿糸・毛糸市場を廃止。
平成10年 6月	東京穀物商品取引所の砂糖市場の受託業務を廃止し会員に。
平成11年 8月	資本金を6億6千万円に減資。
平成11年 8月	資本金を8億6千万円に増資。
平成12年 3月	資本金を9億3千7百万円に増資。

年 月	概 要
平成12年 6月	大阪支社開設。
平成12年 8月	資本金を11億3千7百万円に増資。
平成13年 1月	東京工業品取引所の貴金属及びゴム市場の受託業務を廃止し 会員に。
平成13年 3月	資本金を15億8千7百万円に増資。
平成13年 8月	資本金を3億1千7百40万円に減資。
平成13年 8月	資本金を5億6千7百40万円に増資。
平成13年12月	資本金を8億6千7百40万円に増資。
平成14年 3月	名古屋支店を開設。
平成14年 8月	資本金を4億3千3百70万円に減資。
平成14年 8月	資本金を5億5千8百70万円に増資。
平成14年12月	経済産業大臣より、東京工業品取引所ゴム市場、中部商品取引 所石油市場の商品取引員の許可を受ける。
平成15年 5月	札幌支店を開設。
平成16年10月	福岡商品取引所農産物市場の受託業務を廃止し退会する。
平成17年 3月	本社を東京都中央区新富一丁目18番1号へ移転。
平成17年 5月	東京工業品取引所より貴金属市場の受託会員を取得。
平成17年 8月	中部商品取引所より鉄スクラップ市場の受託会員を取得。

③ 会社の目的

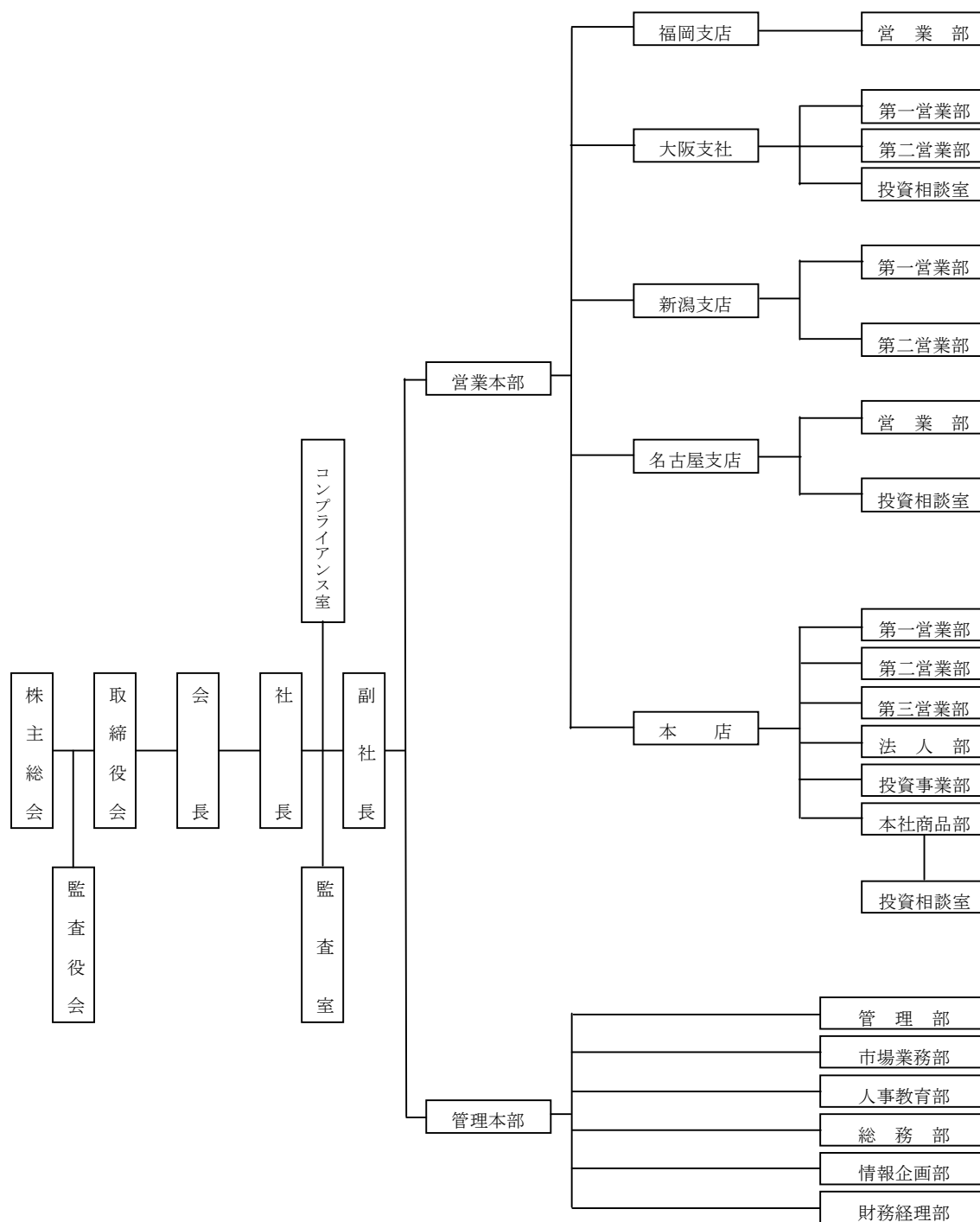
- (1) 商品取引所法の適用を受ける各商品取引所の受託会員となり商品市場における上場商品、または上場商品指数等の取引、売買の媒介および定期受渡ならびに現物取引の仲介等
- (2) 貴金属および非鉄金属、鉄鋼の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理
- (3) 商品取引所法の適用を受ける商品に係わる売買の媒介、取次ぎもしくは代理および輸出入業務ならびに海外における投資
- (4) 商品投資に係わる事業の規制に関する法律に基づく商品投資の組成、募集、契約、販売、運用および管理
- (5) 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用を受ける海外商品市場の上場商品の取引ならびに委託および取次ぎもしくは代理
- (6) 金融先物取引法の適用を受ける金融先物取引所の市場における上場商品の取引、売買の媒介、取次ぎもしくは代理
- (7) 通貨の売買ならびにその媒介、取次ぎおよび代理
- (8) 他会社に対する投資
- (9) 有価証券の売買
- (10) 前各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち___線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

許可番号：農林水産省「指令 14 総合第 3758 号」

経済産業省「平成 14・10・02 商第 8 号」

市場名 取引所名	農産物	貴金属	ゴム	石油	鉄スクラップ	上場商品名
東京穀物商品取引所	○					一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、野菜、生糸、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆プロシオン、とうもろこしプロシオン
東京工業品取引所		○				金、銀、白金、パラジウム
			○			RSS 3 号
中部商品取引所				○		ガソリン、灯油、軽油
					○	鉄スクラップ

○ 受託業務 ● 取次業務

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 貴金属（金地金）の販売・買取を行う業務。

ロ. 外国為替取引業務

外国為替取引につきましては、平成 17 年 12 月末日をもちまして廃業致しました。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区新富一丁目18番1号	03-5542-8911
大阪支社	大阪府大阪市中央区本町一丁目7番6号	06-6262-7211
新潟支店	新潟県新潟市東大通二丁目1番20号	025-243-1171
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神一丁目9番17号	092-716-5611
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目21番8号	052-582-1161

⑥ 財務の概要（平成18年3月決算期）

(a) 資本金	558,700千円
(b) 純資産額 *1	2,053,018千円
(c) 総資産額	5,837,795千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	2,605,434千円 (2,418,010千円)
(e) 経常利益	34,921千円
(f) 当期純損失	25,789千円

*1 純資産額は、商品取引所法第214条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。また、同法第193条第2項に基づく施行規則第81条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は1億円以上となっております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 13,970,517株 (平成18年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位10名)

氏名又は名称	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
	千株	%
(株)ウイン	5,902	42.25
マルハ商事(株)	1,855	13.28
坂本嘉山	1,200	8.59
坂本啓子	800	5.73
藤井清彦	500	3.58
セントラル商事従業員持株会	450	3.23
坂本圭隆	400	2.86
中村祥子	400	2.86
藤井明美	400	2.86
松下陽一	400	2.86
計	10,729	88.10

(注) 千株未満の株式数は、切り捨てて表示しております。

⑨ 役員 の 状 況

役 名 及 び 職 名	氏 名 生 年 月 日	所 有 株 式 数
代表取締役 社 長	菅原 護 昭和 21 年 1 月 18 日	千株 30
代表取締役 会 長	坂本嘉山 昭和 19 年 2 月 20 日	1,200
取締役副社長	野村 健 昭和 30 年 2 月 1 日	70
専務取締役 (営業本部長)	杉本泰彦 昭和 35 年 5 月 18 日	85
取締役 (名古屋支店長)	阪村 敏生 昭和 19 年 12 月 13 日	210
取締役 (本店長)	國吉 学 昭和 31 年 5 月 15 日	115

役名及び職名	氏名 生年月日	所有株式数
取締役 (大阪支社長)	山添 敏幸 昭和42年6月26日	21
監査役 (常勤)	原 正文 昭和15年12月2日	60
監査役 (非常勤)	影山達雄 昭和14年2月3日	250
監査役 (非常勤)	坂本 啓子	800

- (注) 1. 監査役原正文と影山達雄は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従業員の状況

	総計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	171人	141人	30人	108人	63人
平均年齢	36.11歳	37.10歳	32.50歳	36.11歳	36.10歳
平均勤続年数	3.20年	3.50年	1.11年	2.10年	4.11年
外務員数	117人	102人	15人	86人	31人

2. 営業の状況

① 営業方針

今回の商品取引所法及び金融先物取引法の改正により委託者保護の理念がより明確となり、自主規制とコンプライアンスの強化が会社経営の前提条件となってまいりました。このため当社は、取引先リスクの高い兼業業務の外国為替証拠金取引を平成17年12月に廃止し、商品先物取引に専念することによりより質の高い取引を目指す所存であります。

営業方針として当社は、従来より顧客第一主義を念頭に業績の拡大に努めてまいりましたが、今後は、収益基盤の安定化とコンプライアンスの強化を図りつつ顧客との共栄を第一に考え、着実に前進していく所存であります。このためには外務員の知識・モラルのレベルアップが不可欠であると考え、社員教育には以前にも増して力を注いでおります。特に新人教育におきましては、入社後3ヵ月間は商品先物取引に関する知識やノウハウはもちろんの事、金融全般、ビジネスマナー等徹底的に教育しております。また、中堅社員についても常に最適なサービスを提供できるよう社外研修も交え、随時研修等を行っております。

また、顧客との共栄を念頭に習熟期間中の顧客については、先物取引を十分に理解していただけるよう懇切丁寧にアドバイスをを行い、的確な情報を提供するよう日々努めております。

今後は、外務員のレベルアップとともにIT基盤の充実を図り、よりよいサービスの提供を目指して邁進してまいります。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期におけるわが国経済は、「緩やかな回復」から「本格的な回復」へと順調に推移しました。株式市場においては、8月に日経平均株価が4年ぶりに高値を更新するなど活況を呈しました。また、3月には5年に及んだ日本銀行の「量的金融緩和政策」いわゆるゼロ金利政策に終止符が打たれ、デフレからの脱却が鮮明になりました。しかしその一方で、貧富の格差が広がったという声が大きくなり、政策面での今後の課題となりました。

こうした中当業界におきましては、5月に改正商品取引所法が施行され、委託者保護の強化と市場の信頼性、利便性の向上が図られました。また取引面におきましては、投機マネーの流入を受けて原油と金が高騰し、なかでも原油は8月にニューヨーク市場において史上最高値を更新しました。

この影響で国内においても石油市場、貴金属市場が活況を呈し、石油市場が全体の39%、貴金属市場が全体の27%を占める売買高となりました。しかしながら、市場全体では法改正の影響を受けて、17年度の総売買高は2億1千5百万枚（前年比20%減）となり、2年連続で前年を下回る結果となりました。

このような環境下、当社におきましては、手数料の完全自由化と法改正に対応すべく経営基盤の拡大・強化と法令遵守に努めてまいりました。まず、5月には取扱い商品の充実を図るべく東京工業品取引所の貴金属市場において受託会員となりました。さらに、50名を超える新入社員をはじめ人員の増加を図るとともに研修・教育の徹底により営業社員のレベルアップを図ってまいりました。また、法改正後の収益の柱となる自己ディーリング部門は、情報の収集と分析に力を入れ収益の増強に努めてまいりました。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

商品先物取引については、法改正の影響と手数料の完全自由化の影響により減収となりました。また、外国為替証拠金取引も平成17年12月に廃止した影響で減収となり、合計では24億1,800万円（前期比18%減）となりました。

(2) 売買損益部門

売買損益部門におきましては、値動きが激しかった貴金属、石油市場で利益を計上し、1億8,700万円の利益計上となりました。

以上の結果、当期の営業収益は26億500万円（前期比32%減）となりました。しかしながら、外国為替証拠金取引のカバー先であるレフコキャピタルマーケット社が経営破綻したため、2億2,000万円の貸倒引当金の計上を余儀なくされました。この結果、営業費用が25億7,700万円となり、経常利益は3,400万円となりましたが、当期純損失は2,500万円となり、赤字計上となりました。

事業年度における受取手数料及び売買損益は次の通りであります。

(a) 受取手数料 (単位：千円)

期 別 商品市場名	第56期 (自 平成17年4月1日) (至 平成18年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	1,264,838
ゴム市場	103,288
貴金属市場	577,906
石油市場	288,625
鉄スクラップ市場	463
小 計	2,235,122
外国為替証拠金取引	
外国為替証拠金取引	182,887
小 計	182,887
合 計	2,418,010

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第 56 期 (自 平成 17 年 4 月 1 日) (至 平成 18 年 3 月 31 日)
	商品先物取引	
農産物市場		△26,435
砂糖市場		5,121
貴金属市場		77,357
ゴム市場		5,350
石油市場		186,924
鉄スクラップ市場		0
小 計		248,319
その他の売買損益		△60,894
合 計		187,424

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額及び商品先物評価損益を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第 56 期 (自 平成 17 年 4 月 1 日) (至 平成 18 年 3 月 31 日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		583,532	160,988	744,520
砂糖市場		—	310	310
貴金属市場		146,469	225,090	371,559
ゴム市場		64,870	157,709	222,579
石油市場		307,016	251,321	558,337
鉄スクラップ市場		588	4	592
合 計		1,102,475	795,422	1,897,897

- (注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

当社は、為替に連動する商品（とうもろこし、アラビカコーヒー、石油、貴金属）に重点を置いて営業活動、自己ディーリングを行っております。特に今後の収益源として期待する自己ディーリングにおいては、市場リスクを軽減させながら収益を得る日計り商いを主体としており、今後は新たな人材の育成を図り強化して収益基盤の安定化を図ってまいります。

今後の課題は、顧客数の増加による収益基盤の拡大と認識しております。この解決策としてコールセンターを設置し、注文の取次、情報の提供から資産運用、税金の相談まで顧客のニーズに応えることにより新たな富裕顧客層の開拓と取引の長期継続を目指しております。このためにはファイナンシャルプランナーの養成が急務であり、資格取得に対しては補助金による助成を行う等バックアップ体制を充実して社員のレベルアップを図ってまいります。

⑤ 受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は受託業務の誠実かつ公正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(責任の明確化)

第2条 取締役会は委託者に係る管理及び登録外務員等の受託業務に係る管理の責任を負う。

(管理組織)

第3条 前条の目的を達成するため、営業部門から独立した組織として次に掲げる管理担当班を設置する。

- (1) 本店及び従たる営業所に管理担当班を設置し、管理担当班員を置く。
- (2) 管理担当班員を統括する者として本店に管理責任者を置き、管理部部長が担当する。
- (3) 管理責任者を統轄する者として総括責任者を置き、管理部門の取締役が担当する。
- (4) 総括責任者を補佐する者として副総括責任者を置き、管理部門の取締役又は取締役等に準ずる者が担当する。
- (5) 総括責任者及び副総括責任者を補佐する部門として管理部を置く。

(管理担当班の職務)

第4条 当社は、受託業務の適正な運営を行うため、管理担当班の職務、権限を次の各号のとおり定める。

- (1) 不適合者の取引参入防止を図るための顧客の適合性の審査
 - (2) 営業活動において商品取引所法その他関係法令諸規則並びに本規則の遵守及び適切な受託業務が行われるための必要な指導、監督
 - (3) 顧客の商品先物取引の知識を深め、理解度を高めるための必要な措置
 - (4) 顧客の取引内容の分析精査及び異常な兆候が認められた場合の迅速かつ適切な措置
 - (5) 顧客からの苦情、紛争に対する迅速かつ適切な対応
 - (6) 顧客に対するアンケートの実施
 - (7) その他必要と認められる事項
- 2 管理部は総括責任者及び副総括責任者を補佐するとともに、日常の営業活動に対する法令諸規則等の適用、解釈についての判断、助言を行い、紛争の事例や法令諸規則等についての研修を実施し、営業部門における受託業務の管理能力の向上に努める。また、管理部は、営業部門による取引意思の確認以外に訪問又は架電により取引意思の確認を行うとともに、顧客の理解状況を確認することとする。

- 3 総括責任者は本規則第9条により受託の適否を判断するものとする。なお、総括責任者が出張等不在のために判断できない場合にあっては副総括責任者が受託の適否を判断する。ただし、副総括責任者から報告を受けることが可能となった場合、総括責任者は直ちに副総括責任者から判断の結果及びその根拠について報告を受け、その内容が妥当なものであるかを審査する。

(商品先物取引に不相当と認められる者の参入防止)

第5条 当社は、次の各号に該当する者（以下「受託制限該当者」という。）に対しては、勧誘及び受託を行わないこととする。なお、受託開始後に受託制限該当者に該当することになった場合、総括責任者は建玉の処分等を顧客又は後見人等と相談して決定することとし、それ以降は新たな取引の勧誘及び受託は行わない。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 母子家庭及び生活保護法の適用を受けている世帯に属する者
 - (3) 長期入院患者及び長期自宅療養者
 - (4) 随時連絡が取れない可能性のある者
 - (5) 過去に紛争を多発した委託者、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れがある者
 - (6) 商品先物取引をするために借入れをする者
 - (7) 破産者で復権を得ない者
 - (8) その他上記に準ずる者
- 2 次の各号に該当する者（以下「準受託制限該当者」という。）に対しては、原則として勧誘及び受託は行わないこととする。
 - (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計を維持している者であって、その収入が収入全体の過半を超えている者
 - (2) 一定の収入（年収500万円以上）を有しない者
 - (3) 年齢が65歳以上の者又は30歳未満の者
 - (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行う者
 - 3 顧客が前項に定める準受託制限該当者であっても、顧客自らが適合性の原則に照らして準受託制限該当者であることを理解しているとともに、次に定める例外要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による申出書の提出があり、当該要件を満たしていることが証明できる場合には、総括責任者は管理責任者による適合性に関する確認結果を踏まえて勧誘及び受託の適否を判断する。
 - (1) 前項第1号及び第2号に該当する顧客については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
 - (2) 前項第3号に該当する顧客については、次の区分による要件を満たしていること。

- ア 75歳以上及び25歳未満の者については、直近3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の取引経験を有するなど商品先物取引を行うにふさわしい投資経験（金融商品及び有価証券等の先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等レバレッジ性のある取引を含む）があること、商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。なお、25歳未満の者にあつては事業経営者であること。
- イ 25歳以上30歳未満の者及び65歳以上75歳未満の者で商品先物取引を行うにふさわしい投資経験の無い者については、商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。なお、65歳以上75歳未満の者にあつては老後の備えとして蓄えた資産まで投資することがないよう投資可能資金額が適正に設定されていることを確認するとともに取引開始後も十分な管理を行うものとする。
- (3) 前項第4号に該当する顧客については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- 4 前項の総括責任者による審査にあつては、例外要件を満たしていることの証明は次に定める方法により行うこととする。
- (1) 投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることの証明は、資金の裏付けとして預貯金通帳の写し、又は顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書の提出があること。
- (2) 商品先物取引の経験を有するなど商品先物取引を行うにふさわしい投資経験があることの証明は、当該期間における取引記録を示す売買報告書等の書類又は自書による取引期間を記載した申出書の提出があること。
- (3) 商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることの証明は、商品先物取引に関する理解度確認書（アンケート）の提出があること。

（勧誘行為及び取引の意思確認について）

- 第6条 営業担当者は勧誘に先立って顧客に対して会社名、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘である旨の告知をし、勧誘を受ける旨の意思の確認を行うものとする。勧誘を受ける旨の意思の確認ができた顧客に対して勧誘を行う場合、営業担当者は顧客の取引参加の意思及び自己責任で取引を行うことについて、顧客の十分な理解と納得を得た上で参加を求めることとする。
- 2 顧客に対して商品先物取引についての勧誘である旨を告知したことの確認、勧誘を受ける意思の有無を確認したことの記録を作成し、取引終了後3年間（取引に至らなかった顧客の記録の保存は不要）保存する。
- 3 当社は、迷惑を覚えさせるような仕方による勧誘を禁止するとともに、勧誘拒否者（委託を行わない旨の意思を示した者を含む）に対する再勧誘の防止策を講ずることとする。

(1) 迷惑勧誘行為の明確化

迷惑な勧誘行為の時間帯を午後 9 時から午前 9 時とし、次に定める勧誘は行わないこととする。但し、顧客による事前の具体的な指示又は承諾があった場合はこの限りではない。

ア 顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行うこと。

イ 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。

ウ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘を行うこと。

(2) 再勧誘を防止するための対策の明確化

勧誘拒否者に対して勧誘を行わないために、顧客から電話、メール、FAX 等により勧誘を拒否する旨の意思表示があった場合には、各部署において勧誘拒否者に関する記録として顧客の氏名、住所、電話番号、意思表示のあった日時、場所、受信者の氏名等を記載した書類を作成し、管理部に報告することとする。

当該報告を受けた管理部は、勧誘拒否該当者リストを作成し、再勧誘することのないよう本支店の営業部門に掲示して告知することとする。

(契約締結に際しての説明)

第 7 条 勧誘に際しては、事前交付書面である「受託契約準則」「商品先物取引—委託のガイド」を顧客に必ず交付することとする。

2 顧客に説明するにあたっては、商品取引所法第 217 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する商品先物取引の仕組み・リスクについて、次の事項を理解できる

よう説明した後、書面により顧客の理解状況を確認することとする。

(1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり（商品の種類や相場の動向にもよる）商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の 10～30 倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。

(2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の金額を上回る損失が発生するおそれがあること。

3 前項により顧客の理解を確認した後、商品取引所法第 217 条第 1 項第 4 号に基づく商品取引所法施行規則第 104 条に定める事項について説明し、書面により顧客の理解状況を確認することとする。

4 顧客から前 2 項の確認として、顧客の自書により説明した営業担当者名及び日付とともに、署名捺印がなされた「重要事項説明書」を受領し、取引終了後 3 年間保存することとする。

(顧客カードの整備)

第8条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを作成し、本店に正本を、従たる営業所にその写しを備え付けることとする。

- (1) 住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、家族構成
 - (2) 職業、勤務先及び勤務先住所、電話番号、業種及び役職名
 - (3) 年収及び資産（預貯金、有価証券、その他）の状況
 - (4) 投資可能資金額
 - (5) 商品先物取引及び株式取引等の経験の有無
 - (6) 口座開設までの状況
 - (7) その他必要と認める事項
- 2 顧客カードは勧誘が始まった時点から営業担当者が作成し、次条第1項に定める書類とともに管理担当班員に提出することとする。
- 3 営業担当者は、最新の属性情報を把握したときは直ちに管理担当班に報告するとともに、顧客カードにおいて情報を更新することとする。

(適合性の審査)

第9条 営業担当者は、顧客が自己責任で取引を行うことについて十分な自覚を促した上で、顧客の属性や理解の状況を把握するため顧客から次に定める書類を受領し、管理担当班員に提出することとする。

(1) 口座設定申込書

適合性を判断する基礎資料とするため、顧客の自書により以下の事項を正確に記入するよう求めることとする。なお、投資可能資金額とは、顧客が損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額であり、商品先物取引によって損失（評価損を含む）及び手数料並びに手数料に係る消費税が発生している場合には、当初申告のあった投資可能資金額から控除した額を投資可能資金額とし、口座設定申込書の提出を受けるときは、その意味を顧客が理解できるように説明し、顧客がその趣旨を十分理解した上で自らの意思で当該金額の申告を受けるとする。

ア 住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、家族構成及び連絡先

イ 職業、勤務先及び勤務先住所、電話番号、業種、所属及び役職名

ウ 商品先物取引及び株式取引等の経験の有無

エ 資産状況（年収、預貯金、有価証券、その他）

オ 投資可能資金額

カ その他必要と認める事項

- (2) 取引開始前のアンケート
- (3) 重要事項説明書
- (4) 予想が外れた場合の売買対処説明書
- (5) 本人を確認する書類

- 2 管理担当班員は、営業担当者から提出された書類が揃っていること、顧客の適合性の審査に必要な事項が記載されていることを確認した上で管理責任者に提出することとする。
- 3 管理責任者は、管理担当班員から提出された書類に基づいて審査基準表を作成して審査し、適合性があると判断した場合にはその判断根拠等を審査基準表に記載した上で、関係書類を添えて総括責任者に報告することとする。
- 4 総括責任者は、管理責任者の審査結果が妥当であるか関係書類に基づいて受託の適否を判断し、その判断根拠等を審査基準表に記載することとする。受託を適と判断した場合にあっては、次条に定める適合性による区分について審査基準表に記載することとする。なお、約諾書の差入れ、取引証拠金の預託、取引の受注は適合性の審査を受けた後でなければならない。
- 5 勧誘の過程又は審査の結果、適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止することとする。
- 6 審査結果の記録は取引終了後 5 年間保存することとする。但し取引に至らなかった顧客の記録の保存はその限りでない。

(適合性による区分)

- 第 10 条 当社は、顧客が自らの資金力、理解度、投資経験等に照らして過度なリスクを取ることのないよう適合性の審査結果に応じて別紙の通り A から D までのランクに区分し、取引量を制限することとする。
- 2 当社は、商品先物取引は投機性が高くハイリスク・ハイリターン取引であることを踏まえ、直近 3 年以内に延べ 90 日間以上の取引経験のない者（以下「未経験者」という。）に対して次の保護措置を講ずることとする。
 - (1) 取引開始から 3 ヶ月間は習熟期間とし、商品先物取引の仕組み、知識の習得と理解が十分になるよう啓発する。
 - (2) 資金に余裕ある取引となるよう顧客に勧奨するとともに、顧客の理解度、判断力、資産状況等から見て過度、過大な取引と判断されるときは、顧客と相談の上、取引の縮小あるいは制限する等の適切な措置を講ずる。
 - (3) 商品先物取引に対する理解度、判断力等を判定するため、習熟期間中にアンケート調査を行い、未だ理解が十分でないと思われる顧客については、理解度向上のための適切な措置を講ずる。

(不正資金の流入防止措置)

- 第 11 条 公金出納取扱いや金融機関等において他人の金銭、有価証券等を取り扱っている者が、不正にそれらを投資資金として流用することが社会問題となっていることを踏まえ、当社は不正資金の流入を回避するため次に定める者からの受託にあたっては、次項以降に定める措置を講ずることとする。
- (1) 銀行、農漁業組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で、直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係る者。

- (2) 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者。
- (3) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者。
- 2 前項各号のいずれかに該当する顧客から自己資金での取引である旨の自書による申出書を受領することとする。
- 3 前項に定める申出書の提出を受けた顧客の取引に係る実質入金額が一定の基準を超えたときは、不正資金の流入を防止するため次に定める調査を開始することとする。
 - (1) 調査開始基準
当該顧客の実質入金額が、口座設定申込書に本人が記載した投資可能資金額を超えたとき、当該顧客の資金について調査を開始する。
 - (2) 調査部門
調査業務を行う調査部門は管理部とし、調査は当該部の社員が実施する。調査にあたって調査部門は営業部門からも事情聴取することとし、営業部門は把握している顧客の情報を全て調査部門に報告する等調査に協力しなければならない。
 - (3) 調査項目
調査に当っては、当該顧客から実質入金額が自己資金であること及びその資金の根拠を記載した申出書の差入れを受けるとともに、自己資金であることの裏付書類等の提出又は提示を求めることとする。なお、裏付書類の提出又は提示がされなかった場合には、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないこととする。
- 4 当社は、顧客から不正資金による取引資金の預託があると判明したときは、その後の入金是不正資金の有無に係らず受託しないこととし、当該顧客に対し速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに清算することとする。
- 5 不正資金の流入を防止するために、その調査に係る記録を作成し、これを10年保存することとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第12条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存することとする。

(受託業務における禁止行為)

第13条 商品先物取引の勧誘及び受託にあたっては、登録外務員は商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、及び日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則に定める禁止行為をしてはならない。

(広告・宣伝に係る規則)

第14条 広告、宣伝に係る社内管理について、その責任を明確にするため、総括責任者を置き、取締役が担当する。他に副責任者として総括責任者が任命した者を置くことができる。

- 2 受託業務に関して広告及び宣伝を行う場合には、日本商品先物取引協会の自主規制規則に定められた原則を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 当社は個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 法律第 57 号）及び日本商品先物取引協会が別に定める個人情報ガイドラインに従って、顧客、役職員その他の個人情報について、利用目的の特定、及び公表を行うとともに必要な諸規定、諸規則の整備及び組織体制の確立に努め、これらの個人情報の取得、安全管理、第三者への提供の制限等、個人情報の保護に必要な措置をとるものとする。

(違反者に対する制裁)

第 16 条 受託業務における禁止行為を犯した者に対しては、当社就業規則によりこれを懲戒する。

(主務省及び日本商品先物取引協会への届出)

第 17 条 この規則は主務省及び日本商品先物取引協会へ届け出る。これを変更した時も同様とする。

(この規則の制定及び改正)

第 18 条 この規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

- (附則)
1. この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
 2. 一部改正 平成 13 年 11 月 12 日から実施する。
(お客様カードから口座設定申込書に変更)
 3. 一部改正 平成 14 年 8 月 1 日から実施する。
 4. 一部改正 平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
 5. 一部改正 平成 15 年 6 月 6 日から実施する。
 6. 一部改正 平成 15 年 7 月 1 日から実施する。
 7. 一部改正 平成 15 年 8 月 1 日から実施する。
(添付資料一部変更)
 8. 一部改正 平成 17 年 5 月 1 日から実施する。
但し、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。
 1. 第 14 条 平成 17 年 3 月 1 日
 2. 第 15 条 平成 17 年 4 月 1 日
 9. 一部改正 平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

《別紙》

当社は、受託業務管理規則（以下「規則」という。）第10条に基づく適合性の審査結果に応じて以下のとおりランク分けし、各ランクに定める範囲において受託を行うものとする。

なお、商品先物取引の経験のない顧客にあつては、顧客の自主性と自己責任を重んじつつ、該当するランクに定められた制限等を遵守して顧客の保護と育成を図るものとする。

1. 商品先物取引経験者・未経験者の判断

直近の3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引経験がある者を経験者とし、それに満たない取引経験がある者及び取引経験のない者を未経験者とする。

（判断基準）

（1）口座設定申込書に記載された期間内経験日数を基準とするが、その根拠として取引記録を示す過去の売買報告書等の証書の提出を受けた場合

（2）売買報告書等の証書の提出がない場合は、自書による取引期間を記載した確認書の差入れを受けた場合

2. 顧客の適合性を次のとおりAからDまでのランクに区分する。

Aランク…経験者で年収（年金等は含まない）500万円以上の者

Bランク…経験者で年収500万円未満の者

Cランク…未経験者で年収（年金等は含まない）500万円以上の者

Dランク…未経験者で年収500万円未満の者

3. 建玉制限額

Aランク…顧客から申告された投資可能資金額の範囲内とする。

Bランク…顧客から申告された投資可能資金額の2/3以内とする。

Cランク…取引開始から3ヶ月以内は、顧客から申告された投資可能資金額の1/3以内とする。

Dランク…取引開始から3ヶ月以内は、顧客から申告された投資可能資金額の1/4以内とする。

4. Aランクの顧客より投資可能資金額を超えたい旨の書面による申し出があつた場合、営業責任者は規則第5条第3項に定める申出書等を添付して「投資可能資金額変更申請書」により総括責任者の承認を求める。

5. Bランクの顧客より投資可能資金額の2/3の建玉制限額を超えたい旨の申し出があった場合、営業責任者は当該顧客の資金力に関して年収（年金等は含まない）又は預貯金（有価証券は含む）の何れか一方が500万円以上である旨の証明（規則第5条第4項第1号に定める証明であること）を添付して「投資可能資金額変更申請書」により総括責任者の承認を求める。
6. Cランクの顧客より投資可能資金額の1/3の建玉制限額を超えたい旨の申し出があった場合、未経験者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、顧客本人が取引量の制限を超える取引を希望する場合であって、商品先物取引に習熟していると認められる場合に限っての例外要件であることを理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面、当該顧客が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した書類を添付して「投資可能資金額変更申請書」により総括責任者の承認を求める。
7. Dランクの顧客より投資可能資金額の1/4の建玉制限額を超えたい旨の申し出があっても習熟期間の3ヶ月を経過するまで認めない。

〔注〕 6. の習熟していることの要件には、実際の取引による経験として取引開始から1ヶ月半を経過し、建玉回数が3回、仕切り回数が3回以上であることを付加する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
149 人	107 人	113 人	143 人

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
904 人	974 人	977 人

⑧ 苦情・紛争に関する事項

(1) 平成17年度中の苦情に関する受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	13	8		1	4
取引に係るもの	13	8		1	4
取引終了時に係るもの	2	2			
その他に係るもの					
合計	28	18		2	8

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

(2) 平成17年度中の紛争に関する受付件数及び処理結果

紛争申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの					
取引に係るもの	2	1			1
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合計	2	1			1

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの。「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成 17 年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが 1 件、また委託者が当社の不法行為により損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが 12 件あり、現在係争中の訴訟は 6 件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
13 件	4 件	3 件	6 件

(2) 平成 17 年度中の判決等

- ① 当社の元顧客が、不当勧誘及び一任売買により約 1,600 万円の損害を被ったとする当社及び当社の元従業員に対する損害賠償請求訴訟(平成 15 年 12 月訴訟)について、平成 17 年 8 月 4 日、裁判所の和解勧告を受けて損金の 48%相当額を和解金として支払うことで和解した。
- ② 当社の元顧客が、善管注意義務違反、誠実公正義務違反、適合性原則違反及び実質一任売買により約 870 万円の損害を被ったとする当社及び当社の従業員に対する損害賠償請求訴訟（平成 16 年 7 月提訴）について平成 17 年 9 月 16 日、裁判所の和解勧告を受けて損金の 41%相当額を和解金として支払うことで和解した。
- ③ 当社の元顧客が、不当勧誘、断定的判断の提供、説明義務違反、無断売買及び一任売買により約 350 万円の損害を被ったとする当社及び当社の従業員に対する損害賠償請求訴訟（平成 16 年 10 月提訴）について平成 17 年 10 月 11 日、裁判所の和解勧告を受けて損金の 47%相当額を和解金として支払うことで和解した。
- ④ 当社の元顧客が、新規委託者保護義務違反、断定的判断の提供及び説明義務違反により約 1,000 万円の損害を被ったとする当社及び当社の従業員に対する損害賠償請求訴訟（平成 17 年 5 月提訴）について平成 18 年 1 月 11 日、裁判所の和解勧告を受けて損金の 54%相当額を和解金として支払うことで和解した。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

セントラル商事株式会社

貸借対照表

(平成18年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,475,008	流動負債	3,359,845
現金預金	375,655	短期借入金	100,000
預託金	287,500	未払法人税等	9,110
委託者未収金	671,288	預り証拠金	2,849,068
前払費用	19,564	受託業務預り金	175,000
保管有価証券	928,063	未払金	124,187
差入保証金	1,669,351	その他の流動負債	102,479
委託者先物取引差金	427,558		
繰延税金資産	18,039	固定負債	424,931
その他の流動資産	78,534	長期借入金	200,000
貸倒引当金	△ 548	繰延税金負債	67,921
		退職給付引当金	31,535
		長期未払金	125,475
固定資産	1,362,787	引当金	20,526
有形固定資産	318,946	商品取引責任準備金	20,526
建物	80,834		
構築物	1,717		
器具及び備品	25,941		
土地	210,453		
無形固定資産	49,830	負債合計	3,805,303
営業権	10,259	(資本の部)	
ソフトウェア	38,730	資本金	558,700
その他の無形固定資産	840		
投資その他の資産	994,010	資本剰余金	25,000
投資有価証券	4,720	資本準備金	25,000
出資金	32,500		
長期未収債権	314,856	利益剰余金	1,346,910
長期未収債権その他の 未収債権(破産更生債権等)	440,522	利益準備金	25,000
長期差入保証金	264,008	当期末処分利益	1,321,910
長期貸付金	6,750		
長期前払費用	198,986	土地再評価差額金	101,881
繰延税金資産	136,269		
敷金	129,559		
その他の投資	9,500		
貸倒引当金	△ 543,662	資本合計	2,032,492
資産合計	5,837,795	負債・資本合計	5,837,795

② 損益計算書

セントラル商事株式会社

損益計算書

[自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月31日]

(単位:千円)

科 目		金 額
経 常	営業収益	2,605,434
	受取手数料	2,418,010
	売買損益 (その他の営業収益)	187,424
	営業費用	2,577,515
	販売費及び一般管理費	2,577,515
	営業利益	27,919
損 益	営業外収益	11,122
	受取利息	695
	その他	10,427
	営業外費用	4,120
	支払利息	1,120
	その他	3,000
	経常利益	34,921
特 別 損 益	特別利益	29,580
	商品取引責任準備金戻入	21,261
	固定資産売却益	8,318
	特別損失	236,719
	貸倒引当金繰入	220,261
	固定資産除売却損	9,842
	前期損益修正損	6,535
過年度損益修正損	80	
税引前当期純損失		172,217
法人税、住民税及び事業税		7,881
法人税等調整額		△ 154,309
当期純損失		25,789
前期繰越利益		1,347,699
当期未処分利益		1,321,910

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) その他有価証券

時価のあるもの・・・ 期末日の市場価額等に基づく時価法

(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの・・・ 移動平均法による原価法

(b) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券 額面金額の 85%

社債(上場銘柄) 額面金額の 65%

株券(一部上場銘柄) 時価の 70%相当額

倉荷証券 時価の 70%相当額

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・ 定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産・・・ 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(a) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員退職金規程に基づく確定給付型の退職一時金制度を採用し、退職給付に係わる期末自己要支給額を退職給付債務として計上しております。

(c) 商品取引責任準備金

商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、施行規則に定める額を計上しております。

- (4) 営業収益の計上基準
- (a) 受取手数料
- i) 商品先物取引
商品取引所における約定日に計上しております。
- ii) 外国為替証拠金取引
委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。
- (b) 売買損益
- i) 商品先物取引損益
反対売買又は受渡しにより取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。
- ii) 外国為替証拠金取引損益
反対売買により取引を決済したときに計上しております。
- 注) 外国為替証拠金取引につきましては、平成 17 年 12 月末日をもちまして廃業いたしました。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の会計処理
税抜き方式を採用しております。

④ 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 260,151 千円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器一式、車両及びその他の事務用機器についてはリース契約により使用しております。
3. 土地評価差額金
土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）第 7 条第 2 項の規定より計上した再評価差額であります。土地の再評価差額益 169,803 千円は、繰延税金負債（67,921 千円）と土地再評価差額（101,881 千円）に計上されております。

再評価後の帳簿価額の合計	210,453 千円
再評価前の帳簿価額の合計	40,650 千円
再 評 価 差 額 益	169,803 千円

4. 繰延税金資産

繰延税金資産は、日本公認会計士協会監査委員会報告 66 号に基づき、実効税率 40% を採用して下記のとおり計上いたしました。

	前期末残高	当期増減高	当期末残高
繰延税金資産（流動資産）	18,309 千円	△269 千円	18,039 千円
繰延税金資産（投資等）	74,168 千円	62,101 千円	136,269 千円
合 計	92,477 千円	61,832 千円	154,309 千円

過去の経常的な損益が大きく増減している当社の業績を勘案し、過去の業績により長期にわたり安定的な課税所得の発生を予測することが出来ないため、将来の合理的な見積可能期間（5 年間）内の課税所得の見積額を限度として当該期間内の将来減算一時差異のスケジューリングの結果に基づき計上しました。

繰延税金資産の発生の主な原因別内容は下記の通りであります。

	一時差異	繰延税金資産
貸倒引当金超過額	287,581 千円	115,032 千円
退職給付引当金	31,535 千円	12,614 千円
商品取引責任準備金	20,526 千円	8,210 千円
賞与引当金	17,661 千円	7,064 千円
その他の	6,209 千円	2,483 千円
	363,512 千円	145,405 千円
繰越欠損金	22,261 千円	8,904 千円
合 計	385,773 千円	154,309 千円

5. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

イ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券 920,375 千円

ロ. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 193,466 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は 550,000 千円であります。

6. 委託者未収金及び長期未収債権のうち、無担保のものは 927,263 千円、発生から 1 年を経過しているものは、917,784 千円であります。

7. 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第 221 条の規定に基づくものであります。

8. 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

9. 1 株当たり当期純損失 1 円 84 銭

(損益計算書関係)

1. 受取手数料収入の内訳		
商品先物取引	2,235,122	千円
外国為替証拠金取引	182,887	
合 計	2,418,010	
2. 売買損益の内訳		
商品先物決済損益	195,224	千円
商品先物評価損益	53,094	
外国為替証拠金損益	△ 60,894	
合 計	187,424	

⑤ 利益処分計算書

セントラル商事株式会社

利益処分計算書

{ 株主総会承認日
平成18年6月28日 }

(単位：千円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益 これを次の通り処分いたします。	1,321,910
II 次期繰越利益	1,321,910

⑥ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	325%
(b) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	364%
(c) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	35%
(d) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100] *1	66%
(e) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	184%
(f) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	133%

*1 総資産から委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。